

令和5年 第9回 福岡市東区選挙管理委員会

5月19日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第39号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第40号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第41号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第42号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 5 議案第43号 投票区の設置の告示の一部改正について
- 6 議案第44号 指定投票区の指定及び指定関係投票区の定めについて
- 7 議案第45号 指定在外選挙投票区の指定について
- 8 議案第46号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 9 議案第47号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

< 次 回 >

委員会 令和5年6月1日（木）午前10時00分～

議案第 39 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月19日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 618 人     |
|   | 内訳 死亡者    | 191 人     |
|   | 市外転出者     | 427 人     |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和5年5月19日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条（登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

※前条第一項の規定

第二十七条（表示及び訂正等）

（一部略）市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和5年5月19日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	4	0	4	5	4	9	9	4	13
2馬出第二	1	1	2	4	2	6	5	3	8
3箱崎第一	1	0	1	10	10	20	11	10	21
4箱崎第二	5	3	8	9	4	13	14	7	21
5箱崎第三	3	1	4	3	8	11	6	9	15
6笹松第一	1	0	1	10	8	18	11	8	19
7笹松第二	4	1	5	16	15	31	20	16	36
8笹松第三	2	4	6	9	10	19	11	14	25
9松島第一	1	1	2	7	7	14	8	8	16
10松島第二	1	1	2	5	5	10	6	6	12
11名島第一	2	3	5	4	4	8	6	7	13
12名島第二	4	2	6	5	5	10	9	7	16
13千早	3	1	4	12	13	25	15	14	29
14千早西	4	2	6	3	2	5	7	4	11
15香陵	1	1	2	2	1	3	3	2	5
16香椎浜	4	4	8	3	1	4	7	5	12
17城浜	3	0	3	1	1	2	4	1	5
18多々良第一	7	2	9	8	7	15	15	9	24
19多々良第二	0	1	1	2	1	3	2	2	4
20八田	2	1	3	2	3	5	4	4	8
21青葉第一	2	1	3	5	4	9	7	5	12
22青葉第二	0	0	0	1	1	2	1	1	2
23舞松原第一	0	2	2	1	0	1	1	2	3
24舞松原第二	4	0	4	4	2	6	8	2	10
25若宮第一	4	3	7	3	3	6	7	6	13
26若宮第二	2	1	3	4	4	8	6	5	11
27香椎第一	5	1	6	5	6	11	10	7	17
28香椎第二	2	1	3	8	6	14	10	7	17
29香椎下原第一	3	2	5	3	3	6	6	5	11
30香椎下原第二	3	2	5	12	6	18	15	8	23
31香椎東第一	2	2	4	2	4	6	4	6	10
32香椎東第二	2	1	3	2	1	3	4	2	6
33香住ヶ丘第一	2	3	5	13	8	21	15	11	26
34香住ヶ丘第二	1	0	1	2	2	4	3	2	5
35和白第一	3	6	9	2	4	6	5	10	15
36和白第二	2	1	3	7	2	9	9	3	12
37三苦	1	4	5	3	3	6	4	7	11
38奈多第一	7	4	11	4	3	7	11	7	18
39奈多第二	2	1	3	1	1	2	3	2	5
40美和台第一	3	1	4	9	5	14	12	6	18
41美和台第二	2	5	7	4	3	7	6	8	14
42和白東第一	2	1	3	8	5	13	10	6	16
43和白東第二	0	3	3	3	3	6	3	6	9
44西戸崎第一	2	2	4	2	0	2	4	2	6
45西戸崎第二	0	0	0	0	2	2	0	2	2
46志賀第一	0	1	1	1	0	1	1	1	2
47志賀第二	0	0	0	0	1	1	0	1	1
48志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
49照葉第一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50照葉第二	1	3	4	2	3	5	3	6	9
合計	110	81	191	231	196	427	341	277	618

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和5年4月9日現在登録者数			令和5年5月19日消			移			替			令和5年5月19日現在外移転者数			令和5年5月19日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1馬出第一	2,647	3,010	5,657	9	4	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,638	3,006	5,644
2馬出第二	2,159	2,302	4,461	5	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,154	2,299	4,453
3箱崎第一	2,608	3,001	5,609	11	10	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,597	2,991	5,588
4箱崎第二	3,009	2,977	5,986	14	7	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2,995	2,969	5,964
5箱崎第三	2,814	3,276	6,090	6	9	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,808	3,267	6,075
6菅松第一	2,893	2,629	5,522	11	8	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,882	2,621	5,503
7菅松第二	3,707	3,792	7,499	20	16	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,687	3,776	7,463
8菅松第三	3,177	2,866	6,043	11	14	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,166	2,852	6,018
9松島第一	2,941	2,467	5,408	8	8	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,933	2,459	5,392
10松島第二	3,184	3,208	6,392	6	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,178	3,202	6,380
11名島第一	4,516	4,951	9,467	6	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,510	4,944	9,454
12名島第二	1,916	2,109	4,025	9	7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,907	2,102	4,009
13千早	4,538	5,925	10,463	15	14	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,523	5,911	10,434
14千早西	2,455	2,874	5,329	7	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,448	2,870	5,318
15香陵	2,136	2,571	4,707	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,133	2,569	4,702
16香椎浜	2,694	3,544	6,238	7	5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,687	3,539	6,226
17城浜	1,063	1,500	2,563	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,059	1,499	2,558
18多々良第一	4,935	4,379	9,314	15	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,920	4,370	9,290
19多々良第二	1,030	1,176	2,206	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,028	1,174	2,202
20八田	2,496	3,134	5,630	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,492	3,130	5,622
21青葉第一	2,503	2,925	5,428	7	5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,496	2,920	5,416
22青葉第二	1,977	2,211	4,188	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,976	2,210	4,186
23舞松原第一	1,736	1,988	3,724	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,735	1,986	3,721
24舞松原第二	2,147	2,561	4,708	8	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,139	2,559	4,698
25若宮第一	2,429	2,659	5,088	7	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,422	2,653	5,075
26若宮第二	1,428	1,516	2,944	6	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,422	1,511	2,933
27香椎第一	2,827	3,097	5,924	10	7	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,817	3,090	5,907
28香椎第二	2,213	2,541	4,754	10	7	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,203	2,534	4,737
29香椎下原第一	1,600	1,655	3,255	6	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,594	1,650	3,244
30香椎下原第二	4,532	4,131	8,663	15	8	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,517	4,123	8,640
31香椎東第一	2,945	3,180	6,125	4	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,941	3,174	6,115
32香椎東第二	2,463	2,722	5,185	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,459	2,720	5,179
33香住ヶ丘第一	4,541	4,395	8,936	15	11	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,526	4,384	8,910
34香住ヶ丘第二	2,410	2,778	5,188	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,407	2,776	5,183
35和白第一	2,397	2,588	4,985	5	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,392	2,578	4,970
36和白第二	2,780	3,115	5,895	9	3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,771	3,112	5,883
37三苫	3,557	3,824	7,381	4	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,553	3,817	7,370
38奈多第一	2,345	2,710	5,055	11	7	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,334	2,703	5,037
39奈多第二	1,174	1,395	2,569	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,171	1,393	2,564
40美和台第一	2,931	3,391	6,322	12	6	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919	3,385	6,304
41美和台第二	3,098	3,619	6,717	6	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,092	3,611	6,703
42和白東第一	2,616	2,844	5,460	10	6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,606	2,838	5,444
43和白東第二	2,328	2,574	4,902	3	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,325	2,568	4,893
44西戸崎第一	1,811	2,050	3,861	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,807	2,048	3,855
45西戸崎第二	581	653	1,234	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	581	651	1,232
46志賀第一	417	492	909	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	416	491	907
47志賀第二	75	101	176	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	100	175
48志賀第三	105	121	226	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	120	225
49照葉第一	1,291	1,386	2,677	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,291	1,386	2,677
50照葉第二	3,228	3,570	6,798	3	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,225	3,564	6,789
合計	123,403	134,483	257,886	341	277	618	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	123,062	134,205	257,267

議案第 40 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月19日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- 1 抹消する者の数 1人  
内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年5月19日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 41 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年5月19日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数   | 1人        |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 登録年月日     | 令和5年5月19日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六(在外選挙人名簿の登録)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第42号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和5年5月19日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数  
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日  
令和5年5月19日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

議案第 43 号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和 47 年福市東選告示第 16 号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

表を次のように改める。

投票区	区 域
馬出第一	馬出一丁目、馬出二丁目（1 番、2 番、19 番、20 番）、馬出五丁目（馬出第二投票区に属する区域を除く。）、馬出六丁目
馬出第二	馬出二丁目（馬出第一投票区に属する区域を除く。）、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目（27 番から 33 番まで、35 番から 40 番まで）、東浜一丁目、東浜二丁目
箱崎第一	箱崎一丁目（1 番から 29 番まで、30 番の一部、32 番の一部、33 番から 45 番まで）、箱崎二丁目（1 番、2 番、3 番の一部、4 番から 9 番まで、10 番の一部、15 番の一部、16 番から 34 番まで、35 番の一部、55 番）、箱崎三丁目（1 番の一部、8 番の一部）
箱崎第二	箱崎一丁目（箱崎第一投票区に属する区域を除く。）、箱崎二丁目（箱崎第一投票区に属する区域を除く。）、箱崎三丁目（箱崎第一投票区及び筥松第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎四丁目、箱崎五丁目（1 番から 5 番まで）、箱崎六丁目（11 番から 18 番まで）
箱崎第三	貝塚団地、箱崎五丁目（箱崎第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎七丁目（2 番から 5 番まで、6 番の一部、7 番から 20 番まで）、箱崎心頭一丁目、箱崎心頭二丁目、箱崎心頭三丁目、箱崎心頭四丁目、箱崎心頭五丁目、箱崎心頭六丁目
筥松第一	筥松一丁目、筥松二丁目（1 番から 17 番まで、18 番の一部、19 番の一部、20 番）、筥松新町、郷口町、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、二又瀬、二又瀬新町
筥松第二	箱崎三丁目（1 番の一部、2 番から 7 番まで、8 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、11 番の一部、12 番の一部）、箱崎六丁目（箱崎第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎七丁目（箱崎第三投票区に属する区域を除く。）、筥松二丁目（筥松第一投票区に属する区域を除く。）、筥松三丁目、筥松四丁目



筥松第三	原田一丁目、原田二丁目
松島第一	原田三丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（多々良第一投票区に属する区域を除く。）、松島四丁目、松島五丁目（多々良第一投票区に属する区域を除く。）、松島六丁目
松島第二	原田四丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目
名島第一	名島四丁目、名島五丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目
名島第二	名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、千早二丁目（8番の一部）
千早	千早三丁目（千早西投票区に属する区域を除く。）、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、香椎団地
千早西	千早一丁目、千早二丁目（名島第二投票区に属する区域を除く。）、千早三丁目（3番、4番）、香椎浜一丁目（1番、3番から5番まで）
香陵	香椎浜一丁目（千早西投票区に属する区域を除く。）、香椎浜四丁目
香椎浜	香椎浜二丁目、香椎浜三丁目
城浜	城浜団地
舞松原第一	舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目
舞松原第二	舞松原二丁目（15番から34番まで）、水谷一丁目（3番、5番から15番まで、17番の一部、18番から30番まで）、水谷二丁目、水谷三丁目（香椎東第一投票区に属する区域を除く。）
若宮第一	舞松原一丁目（1番から18番まで）、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目
若宮第二	舞松原一丁目（若宮第一投票区に属する区域を除く。）、舞松原二丁目（舞松原第二投票区に属する区域を除く。）、水谷一丁目（舞松原第二投票区に属する区域を除く。）、若宮五丁目
香椎第一	御島崎一丁目、御島崎二丁目、香椎駅東一丁目（7番の一部）、香椎駅東二丁目（香椎第二投票区に属する区域を除く。）、香椎駅前三丁目（香椎第二投票区に属する区域を除く。）、香住ヶ丘七丁目（5番から10番まで）
香椎第二	香椎二丁目（12番の一部、13番の一部、23番の一部）、香椎駅東一丁目（香椎第一投票区及び香椎下原第一投票区に属する区域を除く。）、香椎駅東二丁目（2番、7番の一部）、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目（3番、4番）
香椎下原第一	香椎二丁目（18番の一部、19番から22番まで、23番の一部、24番から45番まで）、香椎三丁目（1番）、香椎駅東一丁目（15番の一部、27番から30番まで、31番の一部、32番から40番まで）、香椎駅東三丁目（3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番から12番まで、25番から33番ま

	で)、香椎駅東四丁目（2番から24番まで、26番の一部、33番の一部、34番の一部）
香椎下原第二	大字香椎（青葉第一投票区、香椎東第一投票区及び香椎東第二投票区に属する区域を除く。）、大字下原、香椎駅東三丁目（香椎下原第一投票区に属する区域を除く。）、香椎駅東四丁目（香椎下原第一投票区に属する区域を除く。）、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、唐原七丁目（5番）、松香台一丁目
香椎東第一	大字香椎（928番から1439番まで）、香椎一丁目、香椎二丁目（香椎第二投票区及び香椎下原第一投票区に属する区域を除く。）、香椎三丁目（香椎下原第一投票区に属する区域を除く。）、香椎四丁目、香椎五丁目（香椎東第二投票区に属する区域を除く。）、水谷三丁目（28番の一部）、香椎台五丁目（香椎東第二投票区に属する区域を除く。）
香椎東第二	大字香椎（1495番）、香椎五丁目（30番から40番まで）、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目（1番から25番まで）
香住ヶ丘第一	和白一丁目（5番の一部、6番の一部）、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目（香住ヶ丘第二投票区に属する区域を除く。）、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目（香椎下原第二投票区に属する区域を除く。）、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目
香住ヶ丘第二	唐原二丁目（1番、2番、3番の一部、9番から19番まで、22番）、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目（香椎第一投票区に属する区域を除く。）
和白第一	大字上和白（1332番から1401番まで）、和白一丁目（香住ヶ丘第一投票区に属する区域を除く。）、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目（1番）
和白第二	奈多一丁目（1番から4番まで）、塩浜一丁目（奈多第二投票区に属する区域を除く。）、塩浜二丁目、塩浜三丁目、和白五丁目（和白第一投票区に属する区域を除く。）、和白六丁目
三  苦	三苦一丁目、三苦二丁目（奈多第二投票区に属する区域を除く。）、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目
奈多第一	大字奈多、奈多団地、奈多三丁目（6番の一部、11番の一部）、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目
奈多第二	奈多一丁目（和白第二投票区に属する区域を除く。）、奈多二丁目、奈多三丁目（奈多第一投票区に属する区域を除く。）、塩浜一丁目（38番）、三苦二丁目（35番）
美和台第一	美和台一丁目（50番から55番まで）、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、美和台新町

美和台第二	美和台一丁目（美和台第一投票区に属する区域を除く。）、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白東五丁目（和白東第一投票区に属する区域を除く。）
和白東第一	大字上和白（295番から302番まで）、高美台一丁目、高美台二丁目（和白東第二投票区に属する区域を除く。）、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東三丁目（29番）、和白東四丁目、和白東五丁目（1番から21番まで）
和白東第二	大字上和白（和白第一投票区及び和白東第一投票区に属する区域を除く。）、高美台二丁目（49番から53番まで）、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目（和白東第一投票区に属する区域を除く。）
西戸崎第一	大字西戸崎（西戸崎第二投票区に属する区域を除く。）、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目
西戸崎第二	大字西戸崎（406番）、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目
志賀第一	大字志賀島、大字勝馬（46番）
志賀第二	大字勝馬（志賀第一投票区に属する区域を除く。）
志賀第三	大字弘
照葉第一	香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目
照葉第二	香椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目
多々良第一	青葉七丁目（61番の一部）、土井一丁目、土井二丁目、土井三丁目、土井四丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、多の津一丁目、多の津二丁目、多の津三丁目、多の津四丁目、多の津五丁目、松島三丁目（31番から35番まで）、松島五丁目（21番から29番まで）
多々良第二	蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田五丁目、大字名子（青葉第一投票区に属する区域を除く。）、名子一丁目、名子二丁目、名子三丁目
八田	八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、八田四丁目、若宮一丁目
青葉第一	大字香椎（1番から118番まで）、大字名子（191番）、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、青葉四丁目、青葉六丁目（1番から4番まで、17番から21番まで、22番の一部）、青葉七丁目（1番から14番まで、17番、19番から27番まで、28番の一部、31番、32番、38番の一部、39番から60番まで、61番の一部）
青葉第二	青葉五丁目、青葉六丁目（青葉第一投票区に属する区域を除く。）、青葉七丁目（多々良第一投票区及び青葉第一投票区に属する区域を除く。）、みどりが丘一丁目、みどりが丘二丁目、みどりが丘三丁目

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 17 条第 2 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 17 条第 3 項の規定による。

第十七条 投票区は、市町村の区域による。

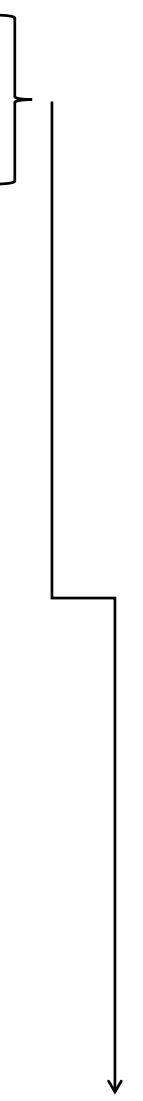
- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

《変更前》

番号	投票区名	投票所名
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館
2	馬出第二	福岡中学校体育館
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館
4	箱崎第二	東区役所別館講堂
5	箱崎第三	東箱崎公民館
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館
7	筥松第二	米一丸会館
8	筥松第三	筥松会館
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館
10	松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館
12	名島第二	名島公民館
13	千早	なみきスクエア1階交流ロビー
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館
15	香陵	香陵公民館
16	香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館
17	城浜	城浜公民館
18	多々良第一	多々良公民館
19	多々良第二	蒲田会館
20	八田	八田小学校講堂兼体育館
21	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館
22	青葉第二	青葉五丁目八一モ二一ホール
23	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館
24	舞松原第二	多々良中学校武道場
25	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館
26	若宮第二	福岡矯正管区体育館
27	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館
28	香椎第二	香椎公民館
29	香椎下原第一	香椎第3中学校武道場
30	香椎下原第二	香椎下原公民館
31	香椎東第一	香椎会館
32	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館
33	香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館
34	香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館
35	和白第一	和白公民館武道場
36	和白第二	和白小学校講堂兼体育館
37	三苦	三苦公民館
38	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館
39	奈多第二	奈多公民館
40	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館
41	美和台第二	和白丘中学校武道場
42	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館
43	和白東第二	和白東公民館
44	西戸崎第一	西戸崎公民館
45	西戸崎第二	大岳集会所
46	志賀第一	志賀公民館
47	志賀第二	勝馬公民館
48	志賀第三	弘集会所
49	照葉第一	照葉公民館
50	照葉第二	照葉北公民館

《変更後》

番号	投票区名	投票所名
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館
2	馬出第二	福岡中学校体育館
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館
4	箱崎第二	東区役所別館講堂
5	箱崎第三	東箱崎公民館
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館
7	筥松第二	米一丸会館
8	筥松第三	筥松会館
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館
10	松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館
12	名島第二	名島公民館
13	千早	なみきスクエア1階交流ロビー
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館
15	香陵	香陵公民館
16	香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館
17	城浜	城浜公民館
18	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館
19	舞松原第二	多々良中学校武道場
20	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館
21	若宮第二	福岡矯正管区体育館
22	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館
23	香椎第二	香椎公民館
24	香椎下原第一	香椎第3中学校武道場
25	香椎下原第二	香椎下原公民館
26	香椎東第一	香椎会館
27	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館
28	香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館
29	香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館
30	和白第一	和白公民館武道場
31	和白第二	和白小学校講堂兼体育館
32	三苦	三苦公民館
33	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館
34	奈多第二	奈多公民館
35	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館
36	美和台第二	和白丘中学校武道場
37	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館
38	和白東第二	和白東公民館
39	西戸崎第一	西戸崎公民館
40	西戸崎第二	大岳集会所
41	志賀第一	志賀公民館
42	志賀第二	勝馬公民館
43	志賀第三	弘集会所
44	照葉第一	照葉公民館
45	照葉第二	照葉北公民館
46	多々良第一	多々良公民館
47	多々良第二	蒲田会館
48	八田	八田小学校講堂兼体育館
49	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館
50	青葉第二	青葉五丁目八一モ二一ホール



議案第 44 号

指定投票区の指定及び指定関係投票区の定めについて

公職選挙法第 37 条第 7 項及び同法施行令第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、告示する。

なお、指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示（平成 19 年福市東選告示第 26 号）は、廃止する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

指定投票区	指定関係投票区
箱崎第二投票区	箱崎第二投票区を除く東区の各投票区

ただし、衆議院小選挙区選出議員の選挙並びに衆議院小選挙区選出議員の選挙（公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 1 区又は福岡県第 4 区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第 109 条に規定する再選挙又は同法第 113 条第 1 項に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次のとおりとする。

指定投票区	指定関係投票区
箱崎第二投票区	馬出第一投票区、馬出第二投票区、箱崎第一投票区、箱崎第三投票区、 筥松第一投票区、筥松第二投票区、筥松第三投票区、松島第一投票区、 松島第二投票区、名島第一投票区、名島第二投票区、千早投票区、千 早西投票区、香陵投票区、香椎浜投票区、城浜投票区、舞松原第一投 票区、舞松原第二投票区、若宮第一投票区、若宮第二投票区、香椎第 一投票区、香椎第二投票区、香椎下原第一投票区、香椎下原第二投票 区、香椎東第一投票区、香椎東第二投票区、香住ヶ丘第一投票区、香 住ヶ丘第二投票区、和白第一投票区、和白第二投票区、三苦投票区、 奈多第一投票区、奈多第二投票区、美和台第一投票区、美和台第二投 票区、和白東第一投票区、和白東第二投票区、西戸崎第一投票区、西 戸崎第二投票区、志賀第一投票区、志賀第二投票区、志賀第三投票区、 照葉第一投票区、照葉第二投票区
八田投票区	多々良第一投票区、多々良第二投票区、青葉第一投票区、青葉第二投 票区

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 7 項及び同法施行令第 26 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 26 条第 2 項の規定による。

#### 公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる

#### 公職選挙法施行令

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第七項の規定により投票区を指定する場合には、当該指定する投票区(以下「指定投票区」という。)の属する開票区に属する投票区であつて、同項の規定により当該投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行うもの(以下「指定関係投票区」という。)を併せて定めなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、選挙の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも第六十条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該選挙においては、法第三十七条第七項の規定による指定投票区の指定については、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区(以下この項において「送致不能開票区」という。)以外の開票区に属する投票区(当該市町村の区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該送致不能開票区の属する選挙区と同一の選挙区に属する投票区に限る。)であつて、当該選挙の期日に当該投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものを指定投票区に指定し、及び当該指定投票区の属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を、同条第七項の規定によりこれらの投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行う投票区(次項及び第四項において「特例指定関係投票区」という。)として定めることができる。

#### 最高裁判所裁判官国民審査法

第七条 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

議案第 45 号

指定在外選挙投票区の指定について

公職選挙法第 30 条の 3 第 2 項の規定により、在外選挙人名簿を編製する投票区として次のとおり指定在外選挙投票区を指定し、告示する。

なお、指定在外選挙投票区の指定の告示(平成 11 年福市東選告示第 28 号)は、廃止する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

指在外選挙投票区	当該指定在外選挙投票区に係る区域
箱崎第二投票区	東区の区域のうち公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 1 区の選挙区に属する区域
八田投票区	東区の区域のうち公職選挙法別表第 1 に規定する福岡県第 4 区の選挙区に属する区域

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 3 第 2 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 23 条の 2 第 2 項の規定による。

公職選挙法

第三十条の三

2 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿を編製する一以上の投票区(以下「指定在外選挙投票区」という。)を指定しなければならない。

公職選挙法施行令

第二十三条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の三第二項の規定により指定在外選挙投票区(同項に規定する指定在外選挙投票区をいう。以下同じ。)の指定を行う場合において、当該市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に分かれているときは、当該選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を指定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、指定在外選挙投票区を指定したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。



最高裁判所裁判官国民審査法

第七条 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

議案第 46 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

閲覧状況 別紙のとおり

(根 拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動（選挙運動を含む。）	特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認
政党その他の政治団体	公職の候補者となる者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	選挙人
の 団体 が 指 定 す る も の	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人

### 第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

議案第 47 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

閲覧状況 在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなかった。

（根 拠）

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第三十条の十二（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 （選挙運動 を含む。）	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	「公職の候補者等」という。） 公職の候補者とな ろうとする者（公職 にある者を含む。以 下この条において	選挙人

<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの</p>	<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者</p>	<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人</p>
---	--	-----------------------------

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者